

財産形成住宅信託

この商品概要説明書は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第25条（信託契約の内容の説明）に基づくご説明のほか、第26条（信託契約締結時の書面交付）の規定に基づく信託契約締結時の交付書面として信託約款および財産形成信託取扱規定とともに渡しするものです。

【商号・住所】みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

【商品の概要】 (2023年4月3日現在)

1. 商品名	・ 財産形成住宅信託	
2. ご利用いただける方	・ 当行を財形貯蓄取扱金融機関に指定している会社等にお勤めの満55歳未満のお客さま	
3. 信託の目的	・ 住宅の取得ならびに増改築資金を受益者のために利殖する目的	
4. 信託期間	・ 5年以上（信託期間の満了をもって信託は終了します。） ただし、期間満了日の前2年以内に追加信託があった場合は、最後の追加信託日から2年間信託期間が自動的に延長されます。	
5. 運用について (1) 運用の基本方針	・ 当行は委託者から信託いただいたご資金（以下、「信託金」という）を、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（信託金およびその運用により取得した財産）の成長を図ることを目的として運用します。 ・ 信託金は運用方法を同じくする他の信託金と合同で運用します。 ・ 信託財産は指定金銭信託約款（以下、「信託約款」という）第3条（後記ご参照）に掲げる財産に運用します。 ・ 信託財産の運用に際して、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定または当行の利害関係人と取引を行ったり、当行の銀行勘定に運用する場合があります（詳しくは、後記の信託約款第4条をご参照ください）。 ・ 法令による制限はありません（運用対象等については、後記の信託約款第3条をご参照ください）。	
(2) 運用対象資産		
(3) 運用制限		
6. 運用管理体制 および リスク管理体制	運用所管部 :	運用方針および信託約款等にもとづき信託財産の運用を行います。運用において問題が生じた場合にはリスク管理所管部に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。
	リスク管理所管部 :	運用方針、法令等の遵守状況および運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部に対し改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、運用所管部を管理・指導します。
	取締役会等 :	運用所管部・リスク管理所管部からの報告にもとづき、運用およびリスク管理に必要な重要事項について審議します。また適正な運用管理体制の整備・確立に向けた方針を決定します。

7. お積立期間	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上にわたり定期的にお積み立ていただきます。(年1回以上)
8. お積立方法 (1) お積立方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則として賃金（給与・賞与）から天引きのうえ、指定金銭信託でお積み立ていただきます（契約で定めた時期に金銭にて追加信託ができます）。
(2) お積立単位	<ul style="list-style-type: none"> 1,000円以上 1,000円単位（臨時積立金、補助金等は1円単位でも可） *ただし、お勤め先ごとに別途定めがある場合があります。
9. お支払方法等 (1) お支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 元本については、信託期間満了日の翌日以降受益者が指定した方法により金銭でお支払いします。なお、信託期間満了日の翌日が銀行休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。
(2) 払出目的	<ul style="list-style-type: none"> 払い出しは自己の居住する住宅取得費用の充当に限定され、目的外の払い出しは解約となります。なお、一定の要件を備えた増改築も払い出し目的として認められます。
(3) 払出期限	<ul style="list-style-type: none"> 全額払い出しの場合 住宅を取得した日から1年内に払い出す必要があります。
(4) 一部払い出しの範囲	<ul style="list-style-type: none"> 一部払い出しの場合 一部払い出し後の残額については、一部払い出しの日から2年内もしくは住宅を取得した日から1年内のいずれか早い日までに払い出すことが必要です。 住宅取得等の費用額か、払出時点における残高の10分の9のいずれか低い額までとされ、その回数は1回のみ認められます。なお、一部払出後、引き続いてのお積み立てもできます。 *お勤め先ごとに払出日等につき別途定めがある場合があります。
10. 予定配当率等 (1) 予定配当率	<ul style="list-style-type: none"> 予定配当率は6ヶ月ごとに見直し、指定金銭信託（5年以上）として店頭に表示します（予定配当率は当行の長期プライムレート等、金融情勢、信託期間に応じて見直します）。
(2) 収益配当時期	<ul style="list-style-type: none"> 毎年3月と9月の26日および信託終了日に金銭でお支払いします。この収益を元本に加える方法で複利運用をすることができます。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 予定配当率と、計算期間（毎年3月・9月の各25日（以下「計算期日」という）における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間）中の元本異動等をもとに、単利の方法により計算します（付利単位を100円とし、収益計算します）。
(4) 損益分配の基準	<ul style="list-style-type: none"> 合同運用財産について生じた計算期間の利益を、以下の①～③の通り処理した後の残額（総収益額）は、各受益者ごとの予定配当額にて按分比例して分配します。 <ol style="list-style-type: none"> 信託報酬とその他の諸経費を控除 信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し1000分の3以内の割合で当行が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸し倒れに備える目的で債権償却準備金に繰り入れ（なお債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻し入ります）
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> この商品は配当率変動型商品です。 この商品は実績配当商品であり、予定配当率はこれを保証する

	<u>ものではありません（利益の補足は行いません）。</u>
11. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 財形年金と併せて 550 万円まで非課税扱いとなります。 財形法の要件を満たす住宅の取得目的または増改築等の工事目的以外の払い出しは要件外払い出しとなり、収益配当金には 5 年間遡り 20% の税金が課税されます。 また、ご申告された非課税限度額を超過した場合、配当金全額が 20% の源泉分離課税（国税 15%、地方税 5%）となります。 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までは、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。
12. 手数料、信託報酬、租税・事務費用	<ul style="list-style-type: none"> 信託報酬は計算期日に合同運用財産について生じた利益からお支払いいただきます。 信託報酬は、信託金の元本に対し、上限（年 6%）・下限（年 0.01%）の範囲内で当行が決定する信託報酬率により計算されます。 信託事務の処理に必要な費用（消費税等を含む）は、信託財産の中から支払います。
13. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> この信託契約は解除できません。ただし、やむを得ない事情により、元本の一部または全額の中途解約のお申し出があった場合は、これに応じることがあります。この場合は、お申出日に解約手数料を差し引いた後、受益者が指定した方法により金銭でお支払いします（解約手数料は、店頭掲示の「信託配当率表」をご覧ください）。 ただし、財形法の要件を満たす住宅の取得目的または増改築等の工事目的の払い出しをする場合や信託契約の日の 7 年後の応当日以後に払い出す場合には解約手数料はいただけません。この場合、以後のお積み立ては新しい指定金銭信託にてお預りします。 住宅取得目的または一定の要件を備えた増改築等の工事以外の払い出しは要件外払い出しとなり、収益配当金には 5 年間遡り 20% の税金（2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までは、20.315% の源泉分離課税）が課税されます。 <p>* お勤め先ごとに払出日等につき別途定めがある場合があります。</p>
14. 信託業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> 当行は別に定める基準および手続にもとづいて信託業務を第三者（当行の利害関係人を含みます）に委託することができます（詳しくは、後記の信託約款第 8 条をご参照ください）。
15. 受益者への報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 収益金の分配、信託終了時の最終計算に関する書面は、受益者への手交または郵送等によりお渡しします。 信託財産の状況、信託財産と当行の銀行勘定、当行の利害関係人、委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況につきましては、書面請求により店頭で閲覧が可能となっております（なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答いたします）。
16. 公示の留保等	<ul style="list-style-type: none"> 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。 上記ただし書にかかるわらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすると

	<p>ともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
17. 謹渡・質入	<ul style="list-style-type: none"> この信託に係る一切の権利は、謹渡・質入れすることはできません。 当行がやむを得ないものと認めて謹渡または質入を承諾する場合には当行所定の書式により行います。
18. 受益者の変更	<ul style="list-style-type: none"> 委託者は、当行の承諾を得て、受益者を指定または変更することができます。この権利は委託者に専属し相続されません。
19. 受託者の公告の方法	<ul style="list-style-type: none"> 日本経済新聞に掲載する方法により行ないます。
20. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 又は 03-6206-3988
21. その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> お一人さま、一契約に限られます。 この信託契約は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 <p>貸出先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に欠損が生じた場合には、当行は信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。ただし、預金保険法の定める保険事故が発生した場合等においては、履行できない場合があります。</p> <p>予定配当率については、窓口までお問い合わせください。</p> <p>満期日以降の収益は、支払日の普通預金利率により計算します。</p> <p>信託約款等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借り入れと相殺ができます。</p> <p>この信託は、「指定金銭信託約款」によりお取り扱いいたします。 詳しくは、「指定金銭信託約款」をご覧ください。</p>
【ご参考】 指定金銭信託約款（抄）	<p>第3条（運用）</p> <p>(1) 当行は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（「信託財産」とは信託金およびその運用により取得した財産をいう。以下同じ）の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貸付金、手形の割引 ② 国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証書を含む）、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券 ③ 預金等、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形 ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券 ⑤ 信託受益権および信託受益証券（当行を受託者とするものを含む） ⑥ 株式（新株予約権証券を含む）および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 ⑦ 不動産 ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産 ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産 <p>(2) 当行は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。</p> <p>(3) 当行は、信託財産の価格変動および為替変動に備え、またはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利等に係る先物取引・指数先物取引・オプション取引・スワップ取引等（外国為替の売買予約を含む）を行うことがあります。</p> <p>(4) 当行は、信託財産を担保に供して借入をすることがあります。この借入金は</p>

信託財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。

第4条（当行等との取引）

- (1) 当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。
- ① 信託財産を当行の預金に運用する取引：この場合、当行店頭に表示（掲示、備置き等による方法を含む。以下同じ）する利率によるものとします。
 - ② 信託財産を当行の銀行勘定に運用する取引：この場合、当行店頭に表示する利率で付利します。
- (2) 当行は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、次の各号の取引（取引の委託を含む）を、当行の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含む）、当行の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、同法第22条第2項により読み替えられる場合を含む。以下同じ）、第8条に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
- ① 前条第1項各号に掲げる財産の運用取引（貸付金・有価証券等の売買取引等を含む）
 - ② 前条第2項から第4項に掲げる取引
 - ③ 為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引
- (3) 当行は、必要があると当行が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定（借り主からの相殺の約定を含む）をすることができます。

第8条（信託業務の委託）

- (1) 当行は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（当行の利害関係人を含む）に委託することができます。
- ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務：金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
 - ② 信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務：金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者
 - ③ 信託財産に属する不動産の運用にかかる業務：不動産投資顧問業登録規程に基づく登録を受けている者
 - ④ 金銭債権の回収にかかる業務：法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当行は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
- ① 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ② 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
 - ④ 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること。
- (3) 当行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において委託先が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを精査し、内部管理に関する業務を所管する部署において確認の上、委託を実施する

部署の決裁権者が決定します。

- (4) 前3項にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者（当行の利害関係人を含む）に委託することができるものとします。
- ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③ 当行（当行から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託先が行う業務
 - ④ 当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第12条（利益処分・信託報酬・収益金分配等）

- (1) 合同運用財産について生じた毎年3月・9月の各25日（以下「計算期日」という）における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間（以下「計算期間」という）の利益は、次の順序により当該計算期日に処理します。
- ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本に対し、第2項の定めにしたがい当行が決定する率（以下「信託報酬率」という）により計算される信託報酬（ただし円未満の端数は切り捨てます）とその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
 - ② 信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ③ 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し1000分の3以内の割合で当行が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れます。
 - ④ 前各号の処理をした後の残額（以下「総収益額」という）は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配するものとし、当該計算期日の翌日以後に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以後となった場合も、収益金について付利は行いません。
- (2) 前項第1号に定める信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額（当行が前回計算期日の翌日（ただし前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入れ日）に示した予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高により計算される額。以下同じ）の合計額とが同額となるよう決定するものとします。
ただし信託報酬率が年6パーセントを超えるときは信託報酬率を年6パーセントとして計算される額を信託報酬とし、信託報酬率が年0.01パーセント未満となるときは信託報酬率を年0.01パーセントとして計算される額を信託報酬とします。
- (3) 総収益額は、合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとの予定配当額で按分比例して分配するものとします。